

# Business Partner office NEWS

2021年  
6月号



## 法律相談Q&A

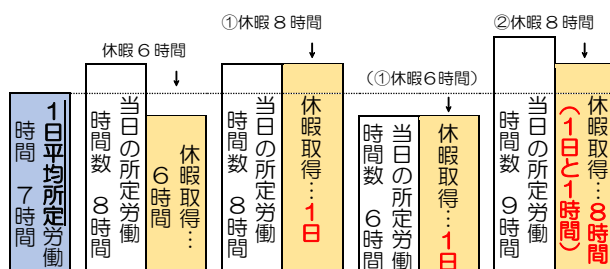
### — 看護・介護休暇の時間単位取得 —

Q: 当社のパートさんから子の看護休暇を時間単位で取得したいとの申し出がありました。その方は日によって所定労働時間数が異なります。取得日の所定労働時間数によって看護休暇が日単位になったり時間単位になったりするのですか？

A: 時間単位で取得する子の看護・介護休暇 **1日分の時間数は1日の所定労働時間数（1時間未満切上げ）** ですが、**日によって所定労働時間数が異なる労働者の1日の所定労働時間数は1年間における1日平均所定労働時間数**となります。

この場合、例えば1日平均所定労働時間数7時間で看護休暇5日の労働者が所定労働時間数8時間の日に8時間分の休暇を取得すると、日単位で考えれば休暇1日分相当（残り4日）ですが、時間単位で考えると休暇1日と1時間分相当（残り3日と6時間）となってしまいます。

そのため、時間単位で休暇を取得する場合の「時間」は**休暇取得日の所定労働時間数未満**の時間としており、**休暇取得日の所定労働時間数と同じ時間数の休暇を取得する場合には日単位での取得**として取り扱うこととなっています。上記の例では1日の休暇取得(①)になり、同じく上記の例で所定労働時間数9時間の日に8時間分の休暇を取得すると、8時間=1日と1時間の休暇取得(②:残り3日と6時間)になります。



## 最近のニュースから

### 70歳以上の雇用制度 企業の3割

厚生労働省の高齢者の雇用状況に関する調査によると、66歳以上も働ける制度がある企業の割合は、前年より2.6ポイント増え33.4%になった。70歳以上も働ける制度を用意している企業の割合は前年より2.6ポイント増え31.5%と、過去最高を更新した。人手不足を背景に、定年廃止や定年後も雇用を継続する動きが広がっている。

### 障害者雇用、過去最多更新も

#### 法定雇用率には届かず

厚生労働省は、昨年6月1日時点の民間企業で働く障害者が57万8,292人（前年比3.2%増）で、17年連続で過去最多となったと発表した。従業員に占める雇用率も2.15%（前年比0.04ポイント増）で過去最高を更新したが、法定雇用率である2.2%には届かなかった。

### 21年度の公的年金、0.1%減額改定

#### 新型コロナによる賃金下落を反映

厚生労働省は、2021年度の公的年金の支給額について、前年度比0.1%減に改定すると発表した。賃金変動の受給額への反映を徹底する新ルールを適用し、新型コロナウイルスの影響を受け現役世代の賃金が下落していることを受けて17年度以来4年ぶりの減額改定となった。一方、マクロ経済スライドによる調整は行われず、未調整分は来年度以降に持ち越される。

### 国際自動車事件が和解

タクシー会社の運転手が時間外労働をした場合、売上に応じた歩合給から残業代と同額を差し引く、と定めた賃金規則をめぐる訴訟で、原告の運転手らと被告の国際自動車との和解が成立した。会社側は運転手ら198人分の未払い残業代などとして、総額約4億円の和解金を支払うことで合意した。